

入札説明書

四国森林管理局長が発注する四国森林管理局本庁舎 5 階執務室ほか照明器具 L E D 化工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、入札公告、入札者注意書、入札説明書によるものとする。

本工事は、電子契約システム試行対象案件である。

1. 公告日 令和 7 年 1 1 月 4 日

2. 支出負担行為担当官等

支出負担行為担当官 四国森林管理局長 田中 晋太郎
高知県高知市丸ノ内 1 丁目 3 番 3 0 号

3. 工事概要

(1) 工 事 名 四国森林管理局本庁舎 5 階執務室ほか照明器具 L E D 化工事

(2) 工事場所 四国森林管理局（高知県高知市丸ノ内 1 丁目 3 番 30 号）

(3) 工事内容 5 階執務室ほかの照明器具 LED 化
（詳細については、設計図書等のとおり）

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 1 9 日まで

(5) 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（同一市町村又は隣接市町村）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

(6) その他

- ① 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。
なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。

受付窓口 〒780-8528 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 3 番 30 号

四国森林管理局 総務企画部 経理課

電話 088-821-2060

メールアドレス shikoku_shinsei@maff.go.jp

受付時間 9:00～12:00 及び 13:00～17:00 までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は除く。

- ② 電子入札システムで利用できる I C カードは、一般競争（指名競争）入札参加

者申請により、申請を行い承認された競争参加有資格者名でＩＣカードを取得し、農林水産省電子入札システムに利用者登録を行ったＩＣカードである。

4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和 7・8 年度の四国森林管理局における建設工事のうち「建築一式工事」に係るＣ等級又はＤ等級もしくは「電気工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に元請けとして、完成し引き渡しを完了した以下に示す同種工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）

【同種工事】照明設備工事又は照明設備工事を含む建築工事の施工実績

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を建設業法に基づき当該工事に配置できること。

- ① 二級電気工事施工管理技士又は第二種電気工事士、もしくはこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

ア 一級電気工事施工管理技士または第一種電気工事士の資格を有する者

イ 技術士（建設部門又は総合技術管理部門（建設））

ウ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

- ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずるものであること。

- ③ 1 人の者が（5）に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20% 以上の場合に限る。）。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社の主任技術者が①の基準及び（5）の条件を有していればよい。

- ④ 当該工事を受注した場合において、主任技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係が資料受付日以前に3ヶ月以上あること。
- ⑤ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは以下の者をいう。
- ア 平成16年2月29日以前に交付を受けた「監理技術者資格者証」を所持する者
- イ 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受講し、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」を所持する者
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 3. (1) に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- ① 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- ア 親会社と子会社の関係にある場合
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (10) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、下記の区域内に所在すること。
- また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、下記の区域内であること。
- 高知県全域
- (11) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日

付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 以下に定める届出をしていない建設業者（届出の義務がない者を除く。）でないこと。

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

5. 設計業務等の受託者等

(1) 上記 4. (8) の「3. (1) に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

森の香設計工務

(2) 上記 4. (8) の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記 4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記 4. (3) の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記 4. (1)、(2) 及び (4) から (12) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記 4. (3) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記 4. (3) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書及び資料の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。

ただし、紙入札による場合は事前に承諾を得た承諾書を添付して、郵送等（配達証明のできるものに限る。以下「郵送等」という。）又は持参すること。（期限必着）

① 電子入札システムによる提出の場合

ア 提出期間 令和 7 年 11 月 5 日から令和 7 年 11 月 20 日まで。

「休日」を除く毎日、9:00～17:00 まで。

イ 提出方法

電子入札システム申請書画面の添付資料フィールドに「申請書」（別記様式 1）、「資料」（別記様式 2、3）をそれぞれ添付し提出すること。

ただし、申請書及び資料の合計ファイル容量が容量制限を超える場合には、郵送等、電子メール又は持参のいずれかの方法により提出することとし、電子入札システムとの分割は認めない。

なお、郵送等、電子メール又は持参により提出する場合は、下記の内容を記載した書面（様式自由）を電子入札システムにより、申請書及び資料として送信すること。いずれの提出方法についても期限必着とする。

- ・ 郵送等、電子メール又は持参する旨の表示
- ・ 郵送等、電子メール又は持参する書類の目録
- ・ 郵送等、電子メール又は持参する書類のページ数
- ・ 提出年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送等又は持参の場合の提出先

上記 3.（6）①と同じ。

電子メールの宛先

メールアドレス shikoku_shinsei@maff.go.jp

（ただし、添付できるファイル容量は 7 MB が上限のため、複数に分けて送信すること。）

ウ ファイル形式：

電子入札システム又は電子メールによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ その他のアプリケーション（PDF 形式、JPEG 形式、GIF 形式）
- ・ 圧縮ファイル ZIP 形式

② 紙入札による提出の場合

ア 受付期間 令和 7 年 1 1 月 5 日から令和 7 年 1 1 月 2 0 日まで。

9:00～12:00 及び 13:00～17:00 までとする。（「休日」は除く。）

イ 受付場所 上記 3.（6）①と同じ。

（2） 申請書は、別記様式 1 により作成すること。

（3） 資料は、次に従い作成すること。

ただし、①の同種工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種工事の経験については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

なお、「同種工事の施工実績」（別記様式 2）及び「主任（監理）技術者等の資格・工事経験」（別記様式 3）に記載する工事が令和 2 年年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに完成した森林管理局長等の発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点合計を証明する書類の写しを添付すること。

① 施工実績

上記 4.（5）に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別

記様式 2 に 1 件記載すること。

② 配置予定の技術者

上記 4. (6) に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験（1 件）及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式 3 に記載することとし、他の工事の従事状況においては、国・県・市町村・民間等全てにおいて、専任、非専任の立場に関わらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。

なお、配置予定技術者として複数人の候補技術者を記載することもできる。その場合、審査については、候補技術者のうち資格・実績等の評価が最も低い者で評価する。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札又は落札予定者となったことにより記載した配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに、競争参加資格通知以前にあっては提出した資料の取り下げを、競争参加資格通知後は入札辞退を書面及び電子入札により行うこと。申請書を電子入札システムにより提出した場合であっても、取り下げの申請は書面により行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

なお、実際の工事にあたって受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、主任技術者及び監理技術者（以下「技術者」という。）を変更（下記 16. で後述）できるものとする。

③ 契約書の写し

①の同種工事の施工実績、②の配置予定技術者の経験においては、施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されており、その内容が①、②を確認できる場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

なお、「工事実績情報システム（CORINS）」に登録無き工事及び「工事実績情報システム（CORINS）」にて工事内容が確認できない工事（簡易 CORINS で登録した工事等）については、契約書の他に施工計画書等の当該工事の内容（同種工事等の工事実績及び技術者の従事実績）が証明できる書類を添付すること。

必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

(4) 資料作成説明会

資料作成説明会については、原則として実施しない。

(5) 資料の提出がない場合（必要書類の提出不足等を含む）又は資料の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、

参加資格の有無については令和7年11月28日までに通知する。通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して、通知する。

(7) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(8) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書、資料の差し替え及び再提出は認めない。
ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

7. 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- ① 提出期限 令和7年12月9日17:00
- ② 提出場所 上記3. (6) ①と同じ。
- ③ 提出方法 持参により提出すること。郵送等によるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和7年12月15日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(3) (2)の回答書による説明に不服がある者は、支出負担行為担当官等に対して、次に従い、書面（様式自由）により再苦情を申立てることができる。

- ① 提出期限 (2)の回答書を受け取った日から7日（「休日」を除く。）以内
- ② 提出場所 上記3. (6) ①と同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による（郵送による場合は提出期限必着）。

(4) 再苦情の申立てについては、四国森林管理局入札監視委員会で審議する。

(5) 支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(4)の入札監視委員会の審議結果踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により回答する。

8. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

- ① 提出期間 公告日の翌日より入札執行日の5日前（「休日」の場合は前日とする。）まで。
- ② 提出先 上記3.（6）①と同じ。
- ③ 提出方法 原則メールにより提出すること。

（2） （1）の質問に対する回答書は、書面（電子メール）により回答する。また、四国森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

（https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/nyusatu/public_qa.html）

期間は質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して2日後までに開始し、入札執行日の前日（「休日」を除く。）の9:00～17:00まで。

9. 入札及び開札の日時及び場所等

（1）電子入札システムによる入札書の提出

令和7年12月3日9時00分～令和7年12月5日10時00分まで

（2）紙入札方式により持参する場合の締め切りは、令和7年12月5日10時00分までに四国森林管理局6階会議室へ持参すること。

（3）開札は、令和7年12月5日10時00分に四国森林管理局6階会議室にて行う。
（ただし、（1）、（2）及び（3）について、入札及び開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時を通知する。）

（4）紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

10. 入札方法等

（1）入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合、入札書は紙により封緘のうえ、その封皮に商号又は名称を記載するとともに、「何月何日開札、（工事名）の入札書在中」と朱書し、上記9.（2）の場所に持参すること。

郵送等による提出は認めない。

（2）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（3）入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

（4）入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、入札前に確認

しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

11. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行 高知支店）

ただし、金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証会社をいう。）の保証（取扱官庁 四国森林管理局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。

12. 工事費内訳書の提出

(1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出を求める。

工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

① 電子入札方式の場合の提出方法

工事費内訳書を上記 6. (1) ①ウに示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。

② 紙入札方式の場合の提出方法

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

(2) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

(3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、支出負担行為担当官が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

また、工事費内訳書を必要に応じ公正取引員会に提出することがある。

(4) 工事費内訳書が以下の各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該入札参加者の入札を無効とする。

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	工事費内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の工事費内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	工事費内訳書が特定できない場合

	(6)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳書の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の工事費内訳書が添付されている場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

13. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、電子入札システム運用基準（令和7年5月四国森林管理局）に定める立会官を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせ開札を行う。

14. 入札の無効

①入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、②申請書及び資料に虚偽の記載をした者が行った入札、③別冊現場説明書、入札説明書及び入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札、④暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について虚偽又はこれに反する行為が認められた入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4. に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

15. 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (2) 予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格が
予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、下記17.に示すとおり、予
決令第86条の調査を行うものとする。

16. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認され
た場合、契約を解除することがある。

なお、実際の工事にあたって受注者は、工事の継続性等において支障がないと認め
られる場合において発注者との協議により、技術者を変更できるものとする。変更に
ついては、以下のいずれかに該当することを条件とする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
- (2) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、
工期が延長された場合。

17. 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容
が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係
機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の
工期延期は行わない。

18. 契約書作成の可否等

本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試
行対象工事である。

電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、紙契約方式へ
の変更承諾願【任意様式：別紙記載例あり】を提出し承認を得なければならない。

電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更
する場合がある。

紙契約方式に当たって使用する契約書は、別冊契約書案により作成するものとする。

19. 支払条件

- (1) 前金払 有
- (2) 中間前金払 無 部分払 無
- (3) 低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金及び発注者の解除権行使に伴う違
約金の額については、工事請負契約約款第4条第3項中「10分の1」を「10分の3」
に、第6項中「10分の1」を「10分の3」に、第55条第2項中「10分の1」を「10
分の3」に読み替えるものとする。
- また、前金払については、工事請負契約約款第35条第1項中「10分の4」を「10
分の2」に、第6項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の

4」に、第7項及び第8項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に、読み替えるものとする。

20. その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、上記6.(1)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (4) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日を除く、8時30分から18時まで稼働している。
- (5) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
【システム操作・接続確認等の問い合わせ先】
農林水産省電子入札センターヘルプデスク
受付時間 9:00から12:00及び13:00から17:00
電 話 048-254-6031
e-mail help@maff-ebic.go.jp
- (6) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (7) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。
再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
- (8) 下請負人の社会保険等加入義務等
工事の施工のために下請契約を締結する場合、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請負人としてはならない。
- (9) 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について
受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。
- (10) 本工事については、受注者が追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する場合に設計変更の協議の対象となる。受注者からの申し出により、受注者による施工計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、必要に応じて請負代金額の変更や工期の延長を行う。

- (1 1) 本工事の仕様書は、国土交通省大臣官房営繕監修・「建築物解体工事共通仕様書（最新版）」等を参照すること。
- (1 2) 入札者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に加勝関係不調背柝推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署（所）の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１） 暴力的な要求行為を行う者。
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
- （３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- （４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者。
- （５） その他、前各号に準ずる行為を行う者。

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

別紙

（紙契約方式への変更承諾願 記載例）

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

〇〇森林管理署長 〇〇 〇〇 殿

住 所

商号又は名称 〇〇株式会社

代 表 者 代表取締役社長

〇〇 〇〇

電子契約システム試行対象案件における紙契約方式への変更承諾願について

貴署発注の〇〇〇〇〇〇〇〇工事について、電子契約システムを利用しての
契約手続きができないため、紙契約方式への変更を承諾されたく申請します。